# 令和9年度 伊丹市ふるさと寄附ポータルサイト
# 運用等業務委託公募型プロポーザル

# 実施要領

令和8年11月

伊 丹 市

# 伊丹市ふるさと寄附ポータルサイト運用等業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、伊丹市ふるさと寄附ポータルサイト運用等業務の受託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

## 1．募集の趣旨及び目的

伊丹市（以下「本市」という。）の特産品の魅力を広く発信し、寄附者の獲得及び継続的な関係構築を図るためには、ふるさと納税ポータルサイトの戦略的かつ高度な運用が重要である。

本業務では、専門的な知識及びシステム技術を有する民間事業者へ委託し、ポータルサイトの運用、プロモーション及びデザイン改善等の WEB マーケティング施策を機動的に実施することで、本市のブランド力向上及び寄附額の増加を図ることを目的とする。

なお、事業者の募集・選定は、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により実施することとし、応募事業者からの提案書類をもとに、書類審査、プレゼンテーション審査を実施した後、総合的に評価して委託候補者を選定する。

## 2．業務概要

（1）業務名

伊丹市ふるさと寄附ポータルサイト運用等業務委託

（2）業務内容

別紙1「伊丹市ふるさと寄附ポータルサイト運用等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（3）契約期間

令和9年（2027年）2 月下旬（予定）から令和12年（2030年）3月31日まで

ただし、令和9年度予算が成立しないときは、本業務は実施しない。

また、本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び伊丹市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第3号の規定による長期継続契約のため、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額または削除があった場合は、変更または解除することができるものとし、業務に要した費用等について、損害賠償の責めを負わないものとする。

※初回委託料請求は、令和 9 年（2027 年）4 月以降とする。

（4）運用期間

令和9年（2027年）4 月 1 日から令和12年（2030年）3月31日まで

（5）業務委託料

業務委託料は寄附に対する単価契約とし、寄附金の2.5%以内（消費税及び地方消費税を除く）で、寄附金に対する提案率を見積もること。

ただし、特別寄附（寄附の受付方法によらず、返礼品を辞退した場合）を除く。

（参考）本市のこれまでの寄附実績に基づき試算した見込み金額

※返礼品を辞退した場合は除く

※令和8年度の制度改正を考慮して試算　　（単位：千円）（税抜）

| | 令和8年度（参考） | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 3ヶ年合計（令和9～11年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 寄附金額 | 120,189 | 97,623 | 101,528 | 105,589 | 304,740 |
| 業務委託料（2.5%） | 3,005 | 2,441 | 2,538 | 2,640 | 7,619 |

3．参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

（1）本件の委託業務の企画提案書を提出する時点で、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限または伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

（3）会社更生法第17条に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（4）民事再生法第21条第1項に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（5）破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。

（6）伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条に定める暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないこと。

（7）国税及び地方税（法人市民税）を滞納していないこと。

（8）情報セキュリティ関連認証の取得事業者（プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等の認証取得事業者等）であること。

（9）直近の年度において、本市寄附額（1.2 億円/年）以上の地方公共団体から、ふるさと納税関連業務を受託した実績を有すること。

4. プロポーザルへの参加方法

（1）委託候補者選定スケジュール

| 内　容 | 日　時　等 |
|---|---|
| 募集開始 | 令和8年11月20日（金） ※本市ホームページに掲載 |
| 参加表明書の提出 | 令和8年11月20日（金）～11月30日（月）17時まで |
| 質問の受付 | 令和8年11月20日（金）～11月30日（月）17時まで |
| 質問への回答 | 令和8年12月4日（金） ※本市ホームページに掲載 |
| 企画提案書等の提出 | 令和8年12月11日（金）17時まで |
| 第一次審査（書類審査） | 第一次審査結果は、12月下旬に通知予定 |
| 第二次審査（プレゼンテーション） | 令和9年1月18日（月）～20日（水） |
| 選考結果の通知 | 令和9年1月25日（月）予定 |
| 契約締結に係る打合せ・事前準備 | 委託候補者選定後、令和9年3月31日（水）まで |
| 業務委託契約締結 | 令和9年2月下旬予定 |
| 業務委託契約締結（運用開始） | 令和9年4月1日（木） |

※実施日については、本市の事務都合により、変更することがある。

（2）参加表明書の提出について

①提出方法

・参加表明書（様式1）を電子メールにより提出し、電話により到達確認を必ず行うこと。

・電子メールの件名に本業務名および企業名を記載すること。

・この書類の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加意思がないものと判断する。

②受付期限

令和8年11月30日（月）17時必着。

（3）質問の受付及び回答

①提出方法

・質問書（様式2）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出すること。

・参加表明書（様式1）を提出した場合のみ、質問書を有効とする。

・質問は1回限りとする。

②提出期限

令和8年11月30日（月）17時必着。

③回答方法

質問及び回答は、質問者の会社名等を伏せた形で本市ホームページ上に公開予定。

④回答予定日

令和8年12月4日（金）

（4）企画提案書等の提出

①提出書類

提出書類は、提出書類一覧（別紙2）のとおり。

②提出方法

・電子メールにより提出し、電話により到達確認を必ず行うこと。

・電子メールの件名に本業務名および企業名を記載すること。

・提出書類のうち、紙媒体で発行されるものは、スキャン等により PDF データに変換して提出すること。

③受付期限

令和8年12月11日（金）17時必着

（5）受付及び提出先

「10.担当課（問い合わせ先）」に同じ。

5．審査方法

本プロポーザルの審査は、以下のとおり、実施する。

（1）「伊丹市ふるさと寄附ポータルサイト運用等業務委託プロポーザル審査会」を設置し、委託候補者の選定を行うものとする。

（2）審査は、別表の評価基準に基づいて、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容について採点を行い、合計点が最も高い事業者を委託候補者として選定する。

（3）応募事業者が1社の場合においても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、委託候補者の最低基準点（価格点を除く）を満点の60%とし、最低基準点に満たない場合は、委託候補者として選定しない。

（4）実施方法については以下のとおりとする。

①第一次審査（書面審査）

・応募事業者が4社以上の場合、事前に第一次審査（書面審査）を実施し、第二次審査の参加者を上位3社とする。

・応募事業者が3社以内の場合、第一次審査は実施せず、第二次審査のみ実施する。

・第一次審査の結果は、12月下旬までに電子メールにて通知する。

②第二次審査（プレゼンテーション）

提出された企画提案書等についてのプレゼンテーションを実施する。提案内容について、別表の評価基準に基づいて採点した結果、評点が最も高い提案者を委託候補者とし、次順位の提案者を次点者とする。ただし、評点が同じ提案者が複数あった場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。それでも差がない場合は、くじ引きにより選定する。

（ア）実　施　日：令和9年1月18日（月）～20日（水）　※時間は別途指定

（イ）実施方法：対面方式

・プレゼンテーションの進行は時間配分内に提案事業者に一任する。

・本委託業務に係る責任者は原則、必須での参加とする。

・プレゼンテーションに必要なモニター、スクリーン、プロジェクターの設置は本市にて行う。その他プレゼンテーションに必要な機器は応募者にて用意

すること。

（ウ）時間配分：説明20分、質疑15 分

（エ）資　　料：提出された企画提案書を元にプレゼンテーションを実施する。
追加資料がある場合は、追加した資料である旨を明示したうえで使用を許可する。

（オ）審査結果：令和9年1月25日（月）に通知予定。また、本市ホームページに掲載する。

6．委託契約者となる事業者との事前協議等

委託候補者は、本市と企画提案書を基に契約締結のための仕様確認等の協議を行ったうえで、改めて見積書を提出するものとする。見積額は原則として提案書の提案条件の範囲内とする。なお、事前協議等において、委託候補者と契約に至らなかった場合、次点の者との協議とする。

7．参加辞退

参加申込書類提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式3）を電子メールにより提出すること。

8．失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
(2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
(3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
(4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
(5) プロポーザルの手続きの過程で、「3.参加資格要件」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
(6) 見積書の提案率が、「2.（5）業務委託料」に示した上限を超過しているとき。
(7) 仕様書の要件を満たしていないと判断したとき。

9．その他留意事項

（1）提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
（2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
（3）提出書類は返還しない。
（4）提出書類の著作権は、契約締結に至った企画を除き、応募事業者に帰属するものとする。ただし、本市が、本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用することができるものとする。

（5）本件の参加に係る全ての費用は、応募事業者の負担とする。

（6）伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、提案書類は原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、提案者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とする場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの委託候補者選定前において、決定に影響の出る恐れのある情報については、契約締結後の公開とする。

（7）審査の過程や参加者ごとの評価の詳細については公表しない。

10．担当課（問い合わせ先）

伊丹市財政基盤部財政企画室経営企画課　担当：家元・鴫濱

所在地：〒664-8503　伊丹市千僧１丁目１番地（伊丹市役所3階）

電話：072-784-8027

FAX：072-784-8136

Email：keieikikaku@city.itami.lg.jp

〈別表〉

# 評価基準（第一次審査・第二次審査共通）

| 評価項目 | 通番 | 評価基準 | 配点 |
|---|---|---|---|
| 事業実績 | ① | ふるさと寄附事業の実績が豊富で、その知識、経験等を本市で十分活かすことが期待できるか。 | 5 |
| 事前準備 | ② | 運用開始日（令和9年4月1日）までの間に、事前準備を実施し、仕様書に定める業務を確実に履行しうる体制を整えられるか。 | 5 |
| 独自提案・企画力 | ③ | ポータルサイトの自治体トップページの構成、特集ページの作成、訴求力のある返礼品ページ（写真撮影を含む）を制作するスキルを十分有しているか。 | 20 |
| | ④ | データに基づくマーケティングにより、返礼品開拓（既に返礼品採用されている商品の魅力向上を含む）の提案を行い、事業者との連携や調整が積極的になされることが期待できるか。 | 20 |
| | ⑤ | 寄附者が、本市のファンやリピーターに発展するためのメールマガジン配信等、具体的な施策提案がされているか。また、これまでの実績等を踏まえ、目標や提案内容に現実性があると考えられるか。 | 20 |
| 業務体制 | ⑥ | 業務遂行のための適切な人員体制が及び日常的に伊丹市と連絡・情報共有しやすい環境が整えられているか。<br>また、問い合わせに対する応答が迅速かつ明確で、見識や業務遂行能力、コミュニケーション能力の高さが感じられるか。 | 10 |
| 業務に要する費用 | ⑦ | 企画提案の内容及び業務実施体制と見積金額は、最小の経費で最大の効果を創出する関係になっているか。 | 10 |
| | ⑧ | 提案率が上限の2.5%以内の範囲にあるか。<br>【配点】 2.4%超2.5%以下・・・6点<br>2.3%超2.4%以下・・・7点<br>2.3%超 2.4%以下・・・8点<br>2.1%超 2.2%以下・・・9点<br>2.1%以下・・・10 点 | 10 |
| 合計 | | | 100 |

・審査員1名の持ち点は100 点とし、審査点数の満点はプレゼンテーション当日における審査員数×100 点とする。
・合計点数（価格点を除く）が最低基準点（満点の60%）以上となる者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。